

# 令和8年度各務原市立かかみがはら支援学校高等部入学志願者募集要項

各務原市立かかみがはら支援学校  
各務原市鶴沼羽場町2丁目3番地1  
TEL (058)372-7320  
FAX (058)372-7322

## 1 入学定員

おって、各務原市教育委員会において決定する。

## 2 出願者の資格

出願者は、次の(1)から(4)までのすべてに該当する者であること。

(1) 知的障がい者、肢体不自由者、又は病弱者であること。

(2) 次のいずれか一つに該当する者であること。

ア 中学校、義務教育学校、又は特別支援学校中学部を卒業した者、若しくは令和8年3月に卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者、若しくは令和8年3月に修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(3) かかみがはら支援学校の教育相談を受けた者であること。

(4) 原則として、各務原市に住民票を有する市内在住の生徒であること。

## 3 出願

### (1) 入学願書等の提出

ア 出願者は、かかみがはら支援学校の入学願書（第1号様式）に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の市町村の区域に居住する者にあつては、7に定める承認書（別記第2号様式）を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書等とともに出願の期間内にかかみがはら支援学校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ かかみがはら支援学校長は、出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることができる。

### (2) 出願の期間

令和8年2月4日（水）から2月6日（金）までとする。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

### (3) 出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和8年2月9日（月）の1日とし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）をかかみがはら支援学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付をかかみがはら支援学校長に求めること。

(ウ) 在学（出身）学校の校長は、かかみがはら支援学校長から返付された入学願書、調査書